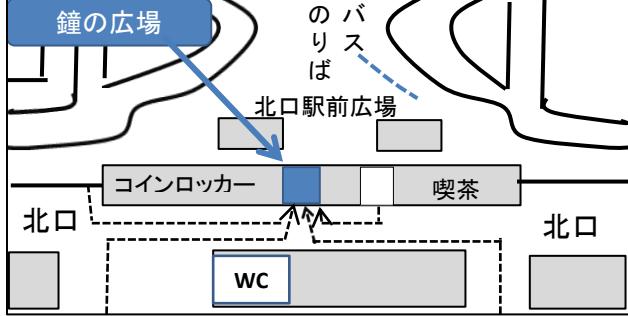


# いにしえの浜益芸能 浜益奴道中

奴道中は、参勤交代の大名行列が、鉄箱・立傘・槍・薙刀など様々な道具を持って歩いたのが始まりであると言われています。やがて民俗芸能となり、持った道具を投げ渡すことを「奴振り」と称するようになりました。「エイ、ヨーヤヘ！ エイ、イササノナサ！」などと掛け声を掛けながら道具を投げ渡す姿は圧巻です。祭りでは奴道中の他、浜益神社や地元婦人会の山車も同伴します。浜益の人々の魂を込めたいにしえの浜益芸能をぜひ、ご覧ください。

## ■集合場所のご案内

### ①札幌駅北口/鐘の広場



ここです

お申込み・お問合せは  
**アミーケ・インターナショナル株式会社**  
にお電話ください

**旅行条件[要旨]** ※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、必ず内容を事前にご確認のうえお申し込みください。

#### 1. 募集型企画旅行契約

- この旅行はアミーケ・インターナショナル株式会社(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。「エイ、ヨーヤヘ！ エイ、イササノナサ！」などと掛け声を掛けながら道具を投げ渡す姿は圧巻です。祭りでは奴道中の他、浜益神社や地元婦人会の山車も同伴します。浜益の人々の魂を込めたいにしえの浜益芸能をぜひ、ご覧ください。
- 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット、本旅行条件書、本旅行出发前にお渡しする規定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。
- 当社は、お客様が当社の所定の旅行日程に従って運送機関等の提供する運送、その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行のお申込みと旅行契約の成立

1. (1)当社、(2)旅行業者と規定された「受託業者所」(以下(1)(2)を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に規定の項目を記入の上、下記の申込金又は旅行代金の全額を添えてお書きいただきます。申込金は「旅行代金」「運賃料」のそれぞれ又は全部として取扱います。また本項(3)に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込

2. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日ご利用人数でご確認ください

3. 旅行代金に含まれるもの

4. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事料金、観光料金(入場・拝観料等)及び消費税等諸料金・サービス料等

5. 旅行行程の変更

6. 当社は旅行契約の締結後においても、天災地変、戦乱、暴動、連絡・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、運送機関等の運送サービスの提供その他の理由により運送サービスの提供ができない事由が生じた場合において、旅行の安全を円滑な実施をはかるための速やかに該該事由が開きし得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます)を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更を以て説明します。

7. 旅行代金の額の変更

8. 旅行による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消手数料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解消することができます。なお、表で示す旅行契約の解除料率は、お客様お申込みの営業所の営業日・営業時間内に解除する旨をお申出いただいた時を基準とします。

2. 当社は、電話・郵便・ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の申込みを受け付けます。この場合、予約の時点では旅行は成立しません。当社が予約の承諾の通知をした日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出と申込金の支払いを行ってください。この期間内に申込金の支払いがなされないと、当社は、お申込みにはなかったものとして取り扱います。

3. 旅行契約は、当社が契約の締結を了承し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。

4. 旅行参加に際特別な配慮を必要とする場合には予約お申込み時にお申出ください。当社はその範囲でこれに応じます。

5. 本項(4)の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用をお客様の負担とします。

6. 旅行代金のお支払い

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基准日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基准日以前にお申込みされた場合は、申込点又は旅行開始日前の当社がお支払いする日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金の適用

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基准日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基准日以前にお申込みされた場合は、申込点又は旅行開始日前の当社がお支払いする日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金のお支払い

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基准日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基准日以前にお申込みされた場合は、申込点又は旅行開始日前の当社がお支払いする日までにお支払いいただきます。

4. 旅行代金の適用

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基准日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基准日以前にお申込みされた場合は、申込点又は旅行開始日前の当社がお支払いする日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金のお支払い

1. 旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって14日前に当たる日(以下「基准日」といいます。)よりも前にお支払いいただきます。

2. 基准日以前にお申込みされた場合は、申込点又は旅行開始日前の当社がお支払いする日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金のお支払い